



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*4 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

400	和歌山県鳥獣保護管理員設置規程(昭和38年和歌山県告示第525号)の廃止 (環境生活総務課)..... 8
401	西有田県立自然公園の区域の変更 (")..... 8
402	西有田県立自然公園の公園計画の変更 (")..... 9
403	西有田県立自然公園の特別地域の区域の変更 (")..... 9
404	白崎海岸県立自然公園の区域の変更 (")..... 10
405	白崎海岸県立自然公園の公園計画の変更 (")..... 10
406	白崎海岸県立自然公園の公園事業の変更 (")..... 11
407	白崎海岸県立自然公園の特別地域の区域の変更 (")..... 11
408	煙樹海岸県立自然公園の区域の変更 (")..... 11
409	煙樹海岸県立自然公園の公園計画の変更 (")..... 12
410	煙樹海岸県立自然公園の公園事業の変更 (")..... 13
411	煙樹海岸県立自然公園の特別地域の区域の変更 (")..... 13
412	白見山和田川峡県立自然公園の区域の変更 (")..... 13
413	白見山和田川峡県立自然公園の公園計画の変更 (")..... 14
414	白見山和田川峡県立自然公園の特別地域の区域の変更 (")..... 14
415	指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 15
416	" (")..... 15
417	身体障害者福祉法による医師の指定 (")..... 15
418	指定障害福祉サービス事業者の廃止 (")..... 16
419	" (")..... 16
420	" (")..... 16
421	" (")..... 16
422	指定一般相談支援事業者の廃止 (")..... 17
423	平成29年和歌山県告示第448号(和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率)の一部改正 (農業農村整備課)..... 17
424	保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 17
425	" (")..... 17
426	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 18
427	基本測量の実施 (技術調査課)..... 18
428	基本測量の終了 (")..... 18
429	地籍調査の成果の認証 (用地対策課)..... 19
430	" (")..... 19
431	" (")..... 19

432	〃	(〃)	20
433	〃	(〃)	20
434	〃	(〃)	20
435	〃	(〃)	21
436	〃	(〃)	21
437	〃	(〃)	21
438	〃	(〃)	22
439	〃	(〃)	22
440	〃	(〃)	23
441	〃	(〃)	23
442	〃	(〃)	23
443	〃	(〃)	24
444	〃	(〃)	24
445	〃	(〃)	24
446	〃	(〃)	25
447	〃	(〃)	25
448	〃	(〃)	26
449	〃	(〃)	26
450	〃	(〃)	26
451	〃	(〃)	27
452	〃	(〃)	27
453	〃	(〃)	27
454	〃	(〃)	28
455	〃	(〃)	28
456	〃	(〃)	29
457	道路の区域変更	(道路保全課)	29
458	〃	(〃)	29
459	〃	(〃)	30
460	〃	(〃)	30
461	〃	(〃)	30
462	〃	(〃)	31
463	〃	(〃)	31
464	道路の供用開始	(〃)	31
465	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路建設課)	32
466	道路の位置の指定	(都市政策課)	32
467	〃	(〃)	32
○	公告			
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	33

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(組織) 第2条 教育庁に、次の表の左欄に掲げる局を置き、当該局に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">局名</th> <th style="width: 80%;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務局</td> <td>総務課 <u>教職員課</u> <u>人権教育推進課</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習局</td> <td>生涯学習課 <u>スポーツ課</u> <u>文化遺産課</u></td> </tr> <tr> <td>学校教育局</td> <td>県立学校教育課 <u>義務教育課</u> <u>教育支援課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">福利厚生室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育総務局各課の所掌事務) 第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(6) 略</p> <p>(7)～(20) 略 (21) <u>栄典に関すること。</u> (22)・(23) 略 (24) <u>教育関係職員の福利厚生に関すること。</u> (25) <u>教育庁及び学校以外の教育機関(以下「教育庁等」という。)の職員の健康管理に関すること。</u> (26) <u>教職員住宅に関すること。</u> (27) <u>児童手当の支給に関すること。</u> (28) <u>恩給法(大正12年法律第48号)の施行に関すること。</u> (29) <u>公立学校共済組合和歌山県支部に関するこ</u></p>	局名	課名	教育総務局	総務課 <u>教職員課</u> <u>人権教育推進課</u>	生涯学習局	生涯学習課 <u>スポーツ課</u> <u>文化遺産課</u>	学校教育局	県立学校教育課 <u>義務教育課</u> <u>教育支援課</u>	総務課	福利厚生室	略	略	県立学校教育課	略	<p>(組織) 第2条 教育庁に、次の表の左欄に掲げる局を置き、当該局に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">局名</th> <th style="width: 80%;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務局</td> <td>総務課、<u>給与福利課</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習局</td> <td>生涯学習課、<u>スポーツ課</u>、<u>文化遺産課</u></td> </tr> <tr> <td>学校教育局</td> <td>県立学校教育課、<u>義務教育課</u>、<u>学校人事課</u>、<u>健康体育課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"><u>生涯学習課</u></td> <td style="width: 50%;"><u>人権教育推進室</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>義務教育課</u></td> <td><u>児童生徒支援室</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>給与福利課に分室を置くものとし、その名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 20%;">位置</th> <th style="width: 50%;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>給与福利課紀南分室</u></td> <td><u>田辺市</u></td> <td><u>御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育総務局各課の所掌事務) 第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(6) 略 (7) <u>教育庁及び学校以外の教育機関(以下「教育庁等」という。)の職員の任免、人事管理、<u>服務及び研修に関すること。</u></u> (8) <u>教育庁等の組織及び職員定数に関すること</u></p> <p>(9)～(22) 略 (23)・(24) 略</p>	局名	課名	教育総務局	総務課、 <u>給与福利課</u>	生涯学習局	生涯学習課、 <u>スポーツ課</u> 、 <u>文化遺産課</u>	学校教育局	県立学校教育課、 <u>義務教育課</u> 、 <u>学校人事課</u> 、 <u>健康体育課</u>	<u>生涯学習課</u>	<u>人権教育推進室</u>	略	略	県立学校教育課	略	<u>義務教育課</u>	<u>児童生徒支援室</u>	名称	位置	管轄区域	<u>給与福利課紀南分室</u>	<u>田辺市</u>	<u>御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡</u>
局名	課名																																				
教育総務局	総務課 <u>教職員課</u> <u>人権教育推進課</u>																																				
生涯学習局	生涯学習課 <u>スポーツ課</u> <u>文化遺産課</u>																																				
学校教育局	県立学校教育課 <u>義務教育課</u> <u>教育支援課</u>																																				
総務課	福利厚生室																																				
略	略																																				
県立学校教育課	略																																				
局名	課名																																				
教育総務局	総務課、 <u>給与福利課</u>																																				
生涯学習局	生涯学習課、 <u>スポーツ課</u> 、 <u>文化遺産課</u>																																				
学校教育局	県立学校教育課、 <u>義務教育課</u> 、 <u>学校人事課</u> 、 <u>健康体育課</u>																																				
<u>生涯学習課</u>	<u>人権教育推進室</u>																																				
略	略																																				
県立学校教育課	略																																				
<u>義務教育課</u>	<u>児童生徒支援室</u>																																				
名称	位置	管轄区域																																			
<u>給与福利課紀南分室</u>	<u>田辺市</u>	<u>御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡</u>																																			

- と。
- (30) 一般財団法人和歌山県教育互助会に関する
こと。
- (31) 略

第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第24号から第30号までに掲げる事務を所掌する。

第4条 教職員課は、適正な職員の任用、給与制度の運用及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮することができる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 教育庁等の職員の任免、人事管理、服務及び研修に関すること。
- (2) 教育庁等の組織及び職員定数に関すること
- (3) 県立学校(県立中学校を除く。以下同じ。)
の教職員の任免、人事管理及び学校管理運営の監督に関すること。
- (4) 略
- (5) 公立学校の教職員の給与及び旅費並びに社会保険に関すること。
- (6)～(9) 略

- (10) 公立学校の教職員の採用に関すること。
- (11) 教育職員免許状に関すること。
- (12) 略

第5条 人権教育推進課は、人権教育の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 人権教育の企画調整及び推進に関すること
- (2) 人権教育の研修に関すること。
- (3) 和歌山県教育委員会学び直し講座に関する
こと。
- (4) 略

(生涯学習局各課の所掌事務)
第6条 生涯学習課は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び修学の奨励を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3)・(4) 略
- (5) 高校生等奨学給付金に関すること。
- (6) 大学生等進学給付金に関すること。
- (7)～(9) 略

第7条 スポーツ課は、生涯スポーツの環境を整備し、及び競技スポーツの競技力の向上を行い

- (25) 略

第4条 給与福利課は、公立学校教職員の給与及び旅費の管理並びに福利厚生並びに教育庁等の職員の給与の管理並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 公立学校教職員の給与及び旅費並びに社会
保険に関すること。
- (3)～(6) 略
- (7) 教育関係職員の福利厚生に関すること。
- (8) 教育庁等の職員の健康管理に関すること。
- (9) 教職員住宅に関すること。
- (10) 児童手当の支給に関すること。
- (11) 恩給法(大正12年法律第48号)の施行に
関すること。
- (12) 公立学校共済組合和歌山県支部に関する
こと。
- (13) 一般財団法人和歌山県教育互助会に関する
こと。

- (14) 略

第5条 給与福利課分室の所掌事務は、次に掲げる事務で当該管轄区域に関するものとする。

- (1) 県費負担教職員に係る給与及び旅費並びに
社会保険に関すること。
- (2) 小中学校事務の共同実施の指導等に関する
こと。
- (3) 略

(生涯学習局各課の所掌事務)
第6条 生涯学習課は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び人権教育の推進並びに修学の奨励を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3) 人権教育の企画調整及び推進に関する
こと。
- (4)・(5) 略
- (6)～(8) 略

第6条の2 人権教育推進室においては、生涯学習課の所掌事務のうち、前条第3号に掲げる事務を所掌する。

第7条 スポーツ課は、生涯スポーツの環境整備及び競技スポーツの競技力の向上を行い、スポ

、スポーツの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) スポーツの振興に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 社会体育施設の整備に関すること。
- (3) 競技水準の向上に関すること。
- (4) スポーツ関係団体に関すること。
- (5) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (6) 和歌山県スポーツ推進計画に関すること。
- (7) 和歌山県スポーツ推進審議会に関すること

- (8) スポーツキャンプの誘致に関すること。
- (9) 略
- (10) 和歌山県立体育館に関すること。

- (11) 和歌山県立武道館に関すること。
- (12) 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブに関すること。
- (13) 略

第7条の2 プロジェクト推進室においては、スポーツ課の所掌事務のうち、前条第1号及び第6号(いずれも東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会並びにワールドマスターズゲームズ2021関西に係るものに限る。)並びに第8号に掲げる事務を所掌する。

第8条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第9条 県立学校教育課は、県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 県立学校の教育課程、学習指導、進路指導及び学校評価に関すること。
- (3) 略
- (4) 県立高等学校の教科用図書その他教材に関すること。
- (5)～(7) 略
- (8) 県立学校における学校体育に関すること。
- (9)～(11) 略
- (12) 近畿高等学校総合文化祭に関すること。
- (13) 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会の開催に関すること。
- (14) 略

第9条の2 略

第9条の3 全国高総文祭推進室においては、県立学校教育課の所掌事務のうち、第9条第11号及び第12号に掲げる事務を所掌する。

第10条 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校及び公立義務教育学校(以下「公立小中学校等」という。)における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 公立小中学校等の教育課程、学習指導、進路指導及び学校評価に関すること。

一ツの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行に関すること。
- (2) 体育・スポーツ施設の充実に関すること。
- (3) 体育・スポーツ関係団体に関すること。

- (4) 略
- (5) 指定管理制度導入施設(和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ)に関すること。

(6) 略

第7条の2 プロジェクト推進室においては、スポーツ課の所掌事務のうち、前条第2号及び第3号に掲げる事務(ワールドマスターズゲームズ2021関西並びに東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るものに限る。)を所掌する。

第8条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第9条 県立学校教育課は、県立学校(県立中学校を除く。以下この条において同じ。)における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 県立学校の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校評価に関すること。
- (3) 略
- (4) 高等学校卒業程度認定試験その他の認定又は検定試験に関すること。
- (5)～(7) 略
- (8)～(10) 略

(11) 略

第9条の2 略

第9条の3 全国高総文祭推進室においては、県立学校教育課の所掌事務のうち、第9条第10号に掲げる事務を所掌する。

第9条の4 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校(県立中学校を除く。以下この条において同じ。)、公立義務教育学校及び公立中等教育学校の前期課程(以下「公立小中学校等」という。)並びに県立中学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 公立小中学校等及び県立中学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教育相談、進路指導

- (3) 公立小中学校等の教職員の任免、人事管理及び学校管理運営の監督に関すること。
- (4)～(6) 略
- (7) 公立小中学校等の教科用図書その他教材に関すること。
- (8) 学校体育に関すること(県立学校教育課の所掌に属するものを除く。)。
- (9) 略
- (10) 学力の向上に関すること。
- (11)・(12) 略

第11条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の健康で安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 公立学校における生徒指導及び教育相談に関すること。
 - (2) 公立学校における義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第4号に規定する教育機会の確保等に関する施策その他これに準ずるものに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。
 - (3)～(11) 略
 - (12) 学校保健・学校給食関係団体に関すること。
- (13) 略

第19条～第21条 略

(教育事務所)

第22条 教育庁の事務の一部を処理させるため、教育庁に教育事務所を置き、その名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

第23条 教育事務所に所長その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、教育事務所の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

及び学校評価に関すること(学習指導、生徒指導及び教育相談については、学校における教育活動の支援に係るものを除く。)。

- (3)～(5) 略
- (6) 公立小中学校等及び県立中学校の教科用図書その他教材に関すること。
- (7) 略
- (8)・(9) 略

第9条の5 児童生徒支援室においては、義務教育課の所掌事務のうち、前条第2号(生徒指導及び教育相談に係るものに限る。)に掲げる事務を所掌する。

第10条 学校人事課は、公立小中学校及び県立学校の教職員(以下「教職員」という。)の人事管理及び教育職員免許状の管理を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 教職員の採用に関すること。
- (2) 教職員の任免、人事管理及び学校管理運営の監督に関すること。
- (3) 教育職員免許状に関すること。
- (4) 栄典に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

第11条 健康体育課は、公立学校における体育、健康教育、防災安全教育及び学校給食の充実・推進を図り、児童・生徒の健やかな体づくり及び安全の確保を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 学校体育に関すること。
- (2)～(10) 略
- (11) 学校体育・学校保健・学校給食関係団体に関すること。
- (12) 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会の開催に関すること。
- (13) 略

(分室長)

第19条 第2条第3項に規定する給与福利課分室に分室長を置く。

2 分室長は、上司の命を受け、その分室に属する事務を掌理する。

第20条～第22条 略

(教育支援事務所)

第23条 管内の公立幼稚園等及び公立小中学校等における教育の充実及び推進、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興、人権教育の推進その他の教育庁の事務の一部を処理させるため、教育庁に別表に掲げる教育支援事務所を置く。

第24条 教育支援事務所に所長その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、教育支援事務所の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

第24条 教育事務所においては、公立小中学校等に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する

- ① 教職員課の所掌事務のうち、第4条第5号及び第9号に掲げる事務
- ② 人権教育推進課の所掌事務のうち、第5条第1号及び第2号に掲げる事務
- ③ 生涯学習課の所掌事務のうち、第6条第1号及び第2号に掲げる事務
- ④ 義務教育課の所掌事務のうち、第10条第2号、第3号及び第10号に掲げる事務
- ⑤ 前各号に掲げる事務のほか、教育長が必要と認める事務

(駐在の設置)

第25条 所属長（第2条第1項に規定する課の長及び第22条に規定する教育事務所の長をいう。）は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、教育長の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

2 前項の規定により、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第22条関係）

名称	位置	管轄区域
紀北教育事務所	和歌山市	海南市 橋本市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡
紀南教育事務所	略	御坊市 田辺市 新宮市 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡

第25条 教育支援事務所の所掌事務及び事務に関しては、教育長の定めるところによる。

別表（第23条関係）

名称	位置	管轄区域
紀北教育支援事務所	橋本市	橋本市 紀の川市 岩出市 伊都郡
海草・有田教育支援事務所	湯浅町	海南市 有田市 海草郡 有田郡
日高教育支援事務所	御坊市	御坊市 日高郡
西牟婁教育支援事務所	略	田辺市 西牟婁郡
東牟婁教育支援事務所	新宮市	新宮市 東牟婁郡

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第25条の規定に基づく駐在の設置に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

3 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第1条、第3条、第9条関係）	別表（第1条、第3条、第9条関係）

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
略	略	略	略	略
和歌山県教育委員会事務評価審議会	略	略	略	略
和歌山県教員の資質向上審議会	10人以内	学識経験を有する者 県内に居住する保護者	2年以内	教職員課
略				
きのくに教育賞選考委員会	略	略	略	略
和歌山県学校給食表彰選考委員会	略	略	略	教育支援課
和歌山県教職員健康審査会	略	略	略	教育支援課

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
略	略	略	略	略
和歌山県教育委員会事務評価審議会	略	略	略	略
略				
きのくに教育賞選考委員会	略	略	略	略
和歌山県教員の資質向上審議会	10人以内	学識経験を有する者 県内に居住する保護者	2年以内	学校人事課
和歌山県学校給食表彰選考委員会	略	略	略	健康体育課
和歌山県教職員健康審査会	略	略	略	健康体育課

告 示

和歌山県告示第400号

和歌山県鳥獣保護管理員設置規程を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県鳥獣保護管理員設置規程（昭和38年和歌山県告示第525号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

和歌山県告示第401号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第6条第1項の規定に基づき、西有田県立自然公園の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び有田振興局健康福祉部衛生環境課並びに有田市役所、湯浅町役場及び広川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の区域

有田市千田、野及び宮崎町の各一部

有田郡湯浅町大字栖原及び大字田の各一部
有田郡広川町大字唐尾、大字西広、大字山本及び大字和田の各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の全部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第402号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、西有田県立自然公園の公園計画を変更したので、同条第2項において準用する同条例第7条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び有田振興局健康福祉部衛生環境課並びに有田市役所、湯浅町役場及び広川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の特別地域

(1) 第一種特別地域

有田市宮崎町の一部
有田郡広川町大字唐尾及び大字西広の各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

(2) 第二種特別地域

有田市千田、野及び宮崎町の各一部
有田郡湯浅町大字栖原及び大字田の各一部
有田郡広川町大字唐尾、大字西広、大字山本及び大字和田の各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

(3) 第三種特別地域

有田市宮崎町の一部
有田郡湯浅町大字栖原及び大字田の各一部
有田郡広川町大字西広、大字山本及び大字和田の各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

2 変更後の単独施設

種 類	位 置
園 地	有田市（宮崎ノ鼻）
園 地	有田郡広川町（鷹島）
宿 舎	有田郡広川町（名南風鼻）

3 変更後の道路

(1) 歩道

有田市（女の浦・県立自然公園境界）から同市（宮崎ノ鼻）まで

4 変更後の公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第403号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第1項の規定に基づき、西有田県立自然公園の特別地域の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び有田振

興局健康福祉部衛生環境課並びに有田市役所、湯浅町役場及び広川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の区域

- 有田市千田、野及び宮崎町の各一部
- 有田郡湯浅町大字栖原及び大字田の各一部
- 有田郡広川町大字唐尾、大字西広、大字山本及び大字和田の各一部
- これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第404号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第6条第1項の規定に基づき、白崎海岸県立自然公園の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに由良町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の区域

- 日高郡由良町大字衣奈、大字大引、大字神谷、大字小引、大字戸津井及び大字三尾川の各一部
- これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の全部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第405号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、白崎海岸県立自然公園の公園計画を変更したので、同条第2項において準用する同条例第7条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに由良町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の特別地域

(1) 第一種特別地域

- 日高郡由良町大字衣奈及び大字大引の各一部
- これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

(2) 第二種特別地域

- 日高郡由良町大字衣奈、大字大引、大字神谷、大字小引、大字戸津井及び大字三尾川の各一部
- これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

(3) 第三種特別地域

- 日高郡由良町大字衣奈、大字大引、大字神谷及び大字戸津井の各一部

2 変更後の単独施設

種 類	位 置
園 地	日高郡由良町（番所山）

宿 舎	日高郡由良町（番所山）
園 地	日高郡由良町（白崎）
野 営 場	日高郡由良町（白崎）
園 地	日高郡由良町（大落）

3 変更後の道路

(1) 車道

日高郡由良町（大引・県立自然公園境界）から同町（大引・県立自然公園境界）まで

4 変更後の公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第406号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第9条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、白崎海岸県立自然公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の公園事業の位置を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに由良町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の公園事業の名称及び種類 位置又は区間

白崎海岸線道路（車道） 起点 日高郡由良町（大引・県立自然公園境界）
 終点 日高郡由良町（大引・県立自然公園境界）

和歌山県告示第407号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第1項の規定に基づき、白崎海岸県立自然公園の特別地域の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに由良町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の区域

日高郡由良町大字衣奈、大字大引、大字神谷、大字小引、大字戸津井及び大字三尾川の各一部
 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第408号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第6条第1項の規定に基づき、煙樹海岸県立自然公園の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに御坊市役所、美浜町役場及び日高町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の区域

御坊市塩屋町北塩屋の一部

日高郡美浜町大字濱ノ瀬、大字三尾、大字吉原及び大字和田の各一部

日高郡日高町大字阿尾、大字産湯、大字小浦、大字小坂、大字方杭、大字志賀、大字津久野及び大字比井の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の全部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第409号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、煙樹海岸県立自然公園の公園計画を変更したので、同条第2項において準用する同条例第7条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに御坊市役所、美浜町役場及び日高町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の特別地域

(1) 第一種特別地域

御坊市塩屋町北塩屋の一部

日高郡美浜町大字濱ノ瀬、大字三尾、大字吉原及び大字和田の各一部

日高郡日高町大字阿尾及び大字志賀の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

(2) 第二種特別地域

日高郡美浜町大字三尾、大字吉原及び大字和田の各一部

日高郡日高町大字阿尾、大字産湯、大字小浦、大字方杭、大字志賀、大字津久野及び大字比井の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

(3) 第三種特別地域

御坊市塩屋町北塩屋の一部

日高郡美浜町大字三尾、大字吉原及び大字和田の各一部

日高郡日高町大字阿尾、大字産湯、大字小浦、大字小坂、大字志賀、大字津久野及び大字比井の各一部

2 変更後の単独施設

種 類	位 置
園 地	日高郡美浜町（西山）
園 地	日高郡美浜町（煙樹ヶ浜）
野 営 場	日高郡美浜町（煙樹ヶ浜）
園 地	日高郡美浜町（日ノ御崎）
宿 舎	日高郡美浜町（日ノ御崎）
野 営 場	日高郡美浜町（大賀池）
宿 舎	日高郡日高町（小杭）
野 営 場	日高郡日高町（小杭）
水 泳 場	日高郡日高町（産湯海岸）
園 地	日高郡日高町（阿尾）

3 変更後の道路

(1) 歩道

日高郡美浜町(新浜・県立自然公園境界)から同町(本の脇・県立自然公園境界)まで及び同町(本の脇・県立自然公園境界)から同町(西山・県立自然公園境界)まで

日高郡美浜町(和田・県立自然公園境界)から同町(西山・近畿自然歩道合流点)まで

4 変更後の公園計画を表示した図面(省略)

和歌山県告示第410号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第9条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、煙樹海岸県立自然公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の公園事業の位置を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに美浜町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の公園事業の名称及び種類 位置又は区間

近畿自然歩道線道路(歩道)	起点	日高郡美浜町(新浜・県立自然公園境界)
	終点	日高郡美浜町(本の脇・県立自然公園境界)
	起点	日高郡美浜町(本の脇・県立自然公園境界)
	終点	日高郡美浜町(西山・県立自然公園境界)
西山登山線(歩道)	起点	日高郡美浜町(和田・県立自然公園境界)
	終点	日高郡美浜町(西山・近畿自然歩道合流点)

和歌山県告示第411号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第20条第1項の規定に基づき、煙樹海岸県立自然公園の特別地域の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び日高振興局健康福祉部衛生環境課並びに御坊市役所、美浜町役場及び日高町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の区域

御坊市塩屋町北塩屋の一部

日高郡美浜町大字濱ノ瀬、大字三尾、大字吉原及び大字和田の各一部

日高郡日高町大字阿尾、大字産湯、大字小浦、大字小坂、大字方杭、大字志賀、大字津久野及び大字比井の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

2 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第412号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第6条第1項の規定に基づき、白見山和田川峡県立自然公園の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁

振興局健康福祉部衛生環境課並びに新宮市役所に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 変更後の区域

新宮市内国有林和歌山森林管理署1146林班から1153林班までの全部

新宮市熊野川町赤木、熊野川町畝畑、熊野川町上長井、熊野川町西及び熊野川町能城山本の各一部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第413号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、白見山和田川峡県立自然公園の公園計画を変更したので、同条第2項において準用する同条例第7条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課並びに新宮市役所に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 変更後の特別地域

(1) 第一種特別地域

新宮市熊野川町赤木、熊野川町畝畑、熊野川町上長井、熊野川町西及び熊野川町能城山本の各一部

(2) 第二種特別地域

新宮市内国有林和歌山森林管理署1151林班から1153林班までの全部

新宮市熊野川町畝畑、熊野川町上長井及び熊野川町西の各一部

(3) 第三種特別地域

新宮市内国有林和歌山森林管理署1146林班及び1148林班から1150林班までの全部並びに1147林班の一部

新宮市熊野川町赤木、熊野川町畝畑、熊野川町上長井、熊野川町西及び熊野川町能城山本の各一部

2 変更後の単独施設

種類	位置
園地	新宮市（鼻白滝）
園地	新宮市（白見山）
園地	新宮市（和田川峡）
園地	新宮市（小口）
宿舎	新宮市（小口）
野営場	新宮市（小口）

3 変更後の道路

(1) 車道

新宮市（鼻白滝・県立自然公園境界）から同市（白見山南・県立自然公園境界）まで

新宮市（小口・県立自然公園境界）から同市（小原谷・県立自然公園境界）まで

(2) 歩道

新宮市（黒杭橋）から同市（黒杭橋）まで

4 変更後の公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第414号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第1項の規定に基づき、白見山和田川峡県立自然公園の特別地域の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課並びに新宮市役所に備え付けて縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更後の区域

新宮市内国有林和歌山森林管理署1146林班及び1148林班から1153林班までの全部並びに1147林班の一部

新宮市熊野川町赤木、熊野川町畝畑、熊野川町上長井、熊野川町西及び熊野川町能城山本の各一部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第415号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051500100	通所支援事業所 いちご教室	有田市箕島627-1 箕島老人憩の家	児童発達支援	特定非営利活動 法人さくらんぼ	有田市星尾450番地 の2	令和 2.3.31
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第416号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051500050	有田市通所支援 事業所さくらんぼ	有田市宮原町東215 番地	児童発達支援	特定非営利活動 法人さくらんぼ	有田市星尾450番地 の2	令和 2.3.31

和歌山県告示第417号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指定年月日	診断する身体障害の種類													
					視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢體	心臓	腎臓	呼吸	又はぼうこう直腸	小腸	免疫	肝臓	

樽谷潤子	脳神経内科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	令和2.3.12												○			
田中公子	眼科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	令和2.3.12						○									
辻秀一郎	整形外科	辻秀輝整形外科	海南市名高178-1	令和2.3.12												○			

和歌山県告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000324	ふれあい工房	橋本市賢堂1054番	就労継続支援B型	特定非営利活動法人地域サポートセンター	橋本市東家六丁目347番5	令和2.3.31

和歌山県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000662	ふれあい工房わーくる	橋本市東家六丁目347番5	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	特定非営利活動法人地域サポートセンター	橋本市東家六丁目347番5	令和2.3.31

和歌山県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700378	きのかわふるさと村	紀の川市西大井410-5	就労移行支援	社会福祉法人きのかわ福祉会	岩出市根来1557	令和2.3.31

和歌山県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250 217	あゆみ福祉農園	田辺市芳養町3216-19	就労継続支援A型	特定非営利活動法人歩の会	田辺市下万呂589-1	令和 2.3.31

和歌山県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3031700 663	那賀圏域障害児者相談支援事業所そら	紀の川市粉河681-4	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和 2.3.31

和歌山県告示第423号

平成29年和歌山県告示第448号（和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率）の一部を次のように改め、令和2年4月1日から施行する。ただし、和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成4年和歌山県条例第45号）第2条第1項各号に掲げる国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が令和元年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「年0.2パーセント」を「年0.07パーセント」に改める。

和歌山県告示第424号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の265（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第425号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の265（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第426号

令和2年和歌山県告示第209号（以下「告示第209号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

阪本義彦
新家利定
阪本眞智子
東行男
谷畑庄吉
阪本孝義
阪本壽子
橘高康人
阪本江美子
泉井真穂
松岡愛子
草田彬成

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第209号のとおり

和歌山県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報の修正）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和元年7月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第429号

和歌山県田辺市末広町・扇ヶ浜地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市末広町・扇ヶ浜地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市末広町・扇ヶ浜地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第430号

和歌山県田辺市古尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市古尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市古尾の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第431号

和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年10月21日から平成31年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第432号

和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第433号

和歌山県紀の川市重行の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成30年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市重行の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市重行の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第434号

和歌山県紀の川市東山田・西山田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成27年4月13日から平成30年12月20日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市東山田・西山田の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市東山田・西山田の各一部地区

5 認証年月日

令和2年3月9日

和歌山県告示第435号

和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成27年4月13日から平成30年12月13日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区

5 認証年月日

令和2年3月9日

和歌山県告示第436号

和歌山県有田郡有田川町大字歓喜寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年12月13日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字歓喜寺の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字歓喜寺の一部地区

5 認証年月日

令和2年3月9日

和歌山県告示第437号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年12月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第438号

和歌山県有田郡有田川町大字沼田・本堂・中峯の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年12月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字沼田・本堂・中峯の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字沼田・本堂・中峯の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第439号

和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年12月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第440号

和歌山県日高郡印南町大字明神川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。
令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月17日から平成31年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字明神川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字明神川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第441号

和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。
令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月17日から平成31年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第442号

和歌山県日高郡日高川町大字入野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。
令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町

- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字入野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字入野の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第443号

和歌山県日高郡日高川町大字和佐の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字和佐の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字和佐の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第444号

和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第445号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第446号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第447号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日

令和2年3月9日

和歌山県告示第448号

和歌山県東牟婁郡古座川町佐田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町佐田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町佐田の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第449号

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第450号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月7日まで
- 3 成果の名称

和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市秋津川の一部地区

5 認証年月日

令和2年3月9日

和歌山県告示第451号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年3月17日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区

5 認証年月日

令和2年3月9日

和歌山県告示第452号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区

5 認証年月日

令和2年3月9日

和歌山県告示第453号

和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第454号

和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第455号

和歌山県和歌山市園部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市園部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市園部の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第456号

和歌山県和歌山市園部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年12月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市園部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市園部の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年3月9日

和歌山県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡古座川町蔵土字田ノ野 124番1地先から同町蔵土字浦瀬 256番1地先まで	旧	3.70 } 9.00	610.00	蔵土隧道 L=49.00

和歌山県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

西牟婁郡すさみ町江住字石行11 85番157地先から同町江住字濱 地1520番1地先まで	旧	敷地の 幅員 メートル 3.80 ） 11.40	延長 メートル 990.00	6号橋 7号橋	L=5.70 L=2.20
--	---	---	----------------------	------------	------------------

和歌山県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡すさみ町周参見字平松 前2054番5地先から同町周参見 字お路3929番1地先まで	旧	4.60 ） 13.50	488.00	遠見橋 L=39.30 遠見橋歩道橋 L=40.30

和歌山県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡古座川町山手字小和瀬 67番2地先から同町中崎字京ノ 木32番1地先まで	旧	4.20 ） 65.80	3,209.80	中崎橋 L=24.80 中崎隧道 L=22.20

和歌山県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡古座川町山手字柿太郎 970番1地先から同町山手字津呂 664番1地先まで	旧	3.30 } 8.90	189.00	宮谷橋 L=12.50

和歌山県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町上田原字地藏前 1464番7地先から同町上田原字 西ノ本1424番1地先まで	旧	6.10 } 7.20	107.00	

和歌山県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市楠本字井戸381番3地先 から同市島字名倉25番1地先ま で	旧	25.10 } 27.00	263.91	
同上	新	25.10 } 27.00	263.91	

和歌山県告示第464号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市藤田字流6番1地先から同市宇田森字オノ神299番1地先まで

供用開始の期日 令和2年3月28日

和歌山県告示第465号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市楠本字井戸380番2地先から同市島字久保26番91地先まで	400.00	上下線

和歌山県告示第466号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3489	紀の川市古和田字舞台649番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 2.3.9	6.00	60.15
				6.00	28.39

和歌山県告示第467号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3500	御坊市島字岩崎77番の一部、78番1の一部、字籠田178番1の一部、171番5の一部、水路	御坊市藤田町吉田273番地1 岩崎美樹	令和 2.3.10	4.20	85.92
				6.20	20.15

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画下水道（橋本市公共下水道）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課